『 』の決まり（ルール）

（名称）

第１条 このグループの名称は、『 』といいます。

（所在地）

第２条 このグループの所在地は、名取市 とします。

（目的）

第３条 このグループは、 することを目的としています。

（活動内容）

第４条 このグループは前条の目的を達成するために次の活動を行います。

（１） についての活動

（２） その他、このグループの目的の達成に必要な活動

（メンバー）

第５条 このグループは活動の目的に賛同する子どものメンバーとサポートしてくれる大人とします。

（役員の種類）

第６条 このグループには次の役員を置き、任期は〇年とします。

（１） リーダー1 名（子ども）

（２） 副リーダー（子ども）

（３） 責任者（大人）会計監査業務

（４） 会計（大人）

（役員の選び方） 第 7 条

１ 役員は，メンバーの中から選びます。

２ 責任者と会計は、別の人がなります。

（役員の役割） 第８条

１ リーダーは、このグループを代表します。

２ 副リーダーは、リーダーを手伝い、リーダーが不在のときは、リーダーの代わりをつとめます。

３ 責任者は、こどものグループの責任者として、補助金の受け取りなどの各種手続きを行います。また、お金が正しく使われているかチェックします。

４ 会計は、このグループのお金を管理します。

（議決機関）

第９条 このグループは、以下のことを決定するため、メンバー全員が参加する会議を開きます。

（１） 活動内容

（２） お金の使い方

（３） この会則の内容を変更すること

（４） その他、必要なこと

（活動計画と予算）

第１０条 このグループの活動計画はリーダーが決め、予算は会計が作成して、責任者がそれを確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（活動報告と決算）

第１１条 このグループの活動報告はリーダーが決め、決算は会計が作成して、責任者がそれを確認して、できるだけ早くメンバー全員が参加する会議で報告することとします。

（会計の期間）

第１２条 このグループの会計の期間は、 月 日から翌年の 月 日までとします。

（その他）

第１３条 この決まりに書かれていないことや、その他の細かい決まりについては、メンバーみんなで話し 合って決めることとします。

附則

この決まりは、このグループの発足日である令和 年 月 日から施行します。